

認定についてのルール

黄ニラばら寿司・黄ニラちらし寿司 推進委員会

〒701-0295 岡山市藤田錦 566-126

JA 全農 おかやま県本部 野菜花卉課

Tel : 086-296-0109

黄ニラ部会 E-mail : kinira@tenor.ocn.ne.jp

URL : <http://www14.ocn.ne.jp/~kinira12/>

1 名前について

メニューの名前や商品名に、「黄ニラばら寿司」「黄ニラちらし寿司」「黄ニラちらし」の名前を使用して下さい。

例 「〇〇黄ニラばら寿司」 「黄ニラばら寿司〇〇〇」
「〇〇黄ニラちらし寿司」 「黄ニラちらし〇〇〇」
「黄ニラ〇〇ちらし」 などでもかまいません。

2 料理について

必ず黄ニラ（岡山産）を使用して下さい。
料理の仕方、黄ニラの使用量、盛り付けなどはすべて自由です。
独自性を追求して下さい

3 看板（認定No入り桶）について

できる限りお店の外に飾ってください、無理な場合は店内の目立つ所に飾ってください。
認定登録中は毎日飾るようにしてください。
破損・紛失した場合は連絡をしてください、再発行いたします
（費用は実費 5000 円）

4 登録内容の変更について

メニュー内容などが変わった場合は連絡をください。
メニューから外す場合は認定の取り消しの運びとなります。

5 その他

看板（認定No入り桶）については先着50店までは無償配布をいたします、51店目からは看板代金として5000円を頂きます。
上記の内容に違反があった場合は認定取り消しをさせていただく場合があります

(注) 和食のお店中心にさせていただきます。

(注) 同一名のチェーン店の場合、No.は同一番号になります。

（上記の場合、2店目以降は1つの看板につき5000円を頂きます）

(注) 推進委員会は期限付きの機関であるため委員会の終了とともにインターネットによる宣伝活動・受付・問い合わせ等を終了させて頂く場合もあります。

期間につきましては状況を見て判断し、終了半年前にお知らせ致します。

(注) 推進委員会により、ルールを変更する場合があります。御了承下さい。